

## 唐代後半期における宮官の政治参与

——宋氏姉妹を例として——

孫 悦妍

はじめに

唐代の後半期は宦官勢力の「禍害」が強調されていたが、宦官が政治を牛耳る以前は、后妃に仕える女性である宮官<sup>①</sup>が政治に大きく関わっていた。とりわけ唐の則天武后が政権を握った時期には、その宮官と皇帝の後妃である内官<sup>②</sup>が強大な後宮勢力を形成し、積極的に政治に参加していた。しかしながら、玄宗期に宮官が朝廷の政務から排除された結果、それに代わって宦官勢力が強くなったと一般的には理解されている（趙雨楽二〇〇七）。

唐代後半期における宮官について、愛宕元二〇〇二は、宮人の墓誌が玄宗開元以降になると激減し、天宝以降になると皆無となることから、唐代後半期では宮官の重要性が薄れたと指摘する。趙雨楽二〇〇七は宮官の重要性低下の原因を、玄宗政権の成立によって宮人を中心とした中宮政治は瓦解し、開元二十六（七三八）年に玄宗が翰林学士に草制をさせたことで、宮官は制度上では政治に介入することが禁止されたためとする。しかし、史料を検討すると、本稿で取り上げる宋氏五姉妹のように、唐代後半期においても宮官が政治に参加している事例が確認できる。さらに、後述するように、北宋時代には四方に批出する奏牘を掌る宮官が存在し、それは内尚書と呼ばれていた。つまり、宮官の政治参与が禁じられたとされる玄宗期以降も宮官が政治に関わることは継続しており、宋代にはそ

れが官僚制度として整備されているのである。<sup>④</sup>

宋氏五姉妹は宮官として徳宗の貞元四（七八八）年から文宗の大和九（八三五）年まで、六人の皇帝に奉仕して、自らの学識を頼りに、機密文書を管掌し、皇帝と議論を交わすこともできた。五姉妹の四女に当たたる宋若憲は、第三章で詳述するように、李宗閔が宰相の地位を求めて贈った賄賂を受け取った廉で文宗によって大和九（八三五）年に賜死されているが、后妃の世話を職責とする宮官が宰相人事をめぐる贈取賄で罪せられるというのは、その職責からすると極めて異例なことと言わざるを得ない。このことは、宋若憲が宰相人事に関わり、強い影響力を行使できる存在であったことを示している。また、宋若憲には同じく宮官として仕えた宋若昭という姉がいて、近年発見されたその墓誌銘（趙力光・王慶衛二〇一四）の文章は宋若昭の「從姪」である宋申錫によって撰せられている。宋申錫は文宗期の宰相だったので、宮官である宋氏姉妹と宰相との繋がりがここにも認められるのである。その宋申錫は文宗によって左遷されているが、文宗は先述のように李宗閔左遷に際して宋若憲に死を命じた皇帝である。これらのことから、宋氏姉妹は宮官として朝廷内の宦官・官僚の闘争などに深く関わっていた可能性が想定されよう。このような宋氏姉妹の姿は先行研究の描く玄宗以降の宮官の姿とは随分かけ離れたものと言わざるを得ない。

本稿は、宋若昭墓誌の記載を手掛かりに、当時の宋氏姉妹の職務内容や皇帝との関わりを明らかにすることで、唐代後半期以降、宮官の重要性が薄れ政治参与から排除されたという先行研究の指摘を検証することにした。

## 第一章 宋氏姉妹の宮官としての職務

先述のように、先行研究では唐代後半期において宮官の勢力は低下していたとする。しかし、宋氏姉妹は后妃で

ある内官の身分を持たなかったにも拘わらず、新旧『唐書』の後妃伝に立伝されていることから、唐代後半期において特殊な地位にいたことが窺える<sup>5)</sup>。本章では、宋氏姉妹の官職とその職責を検討することで、宋氏姉妹が宮官として政治に参与していた可能性を考察することにした。

宋氏姉妹の生い立ちと宮官になるまでの経緯については『旧唐書』本伝に記載がある。

女學士、尚宮宋氏者、名若昭、貝州清陽人。父庭芬、世爲儒學、至庭芬有詞藻。生五女、皆聰惠、庭芬始教以經藝、既而課爲詩賦、年未及笄、皆能屬文。長曰若莘、次曰若昭、若倫、若憲、若荀。若莘、若昭文尤淡麗、性復貞素閑雅、不尚紛華之飾。嘗白父母、誓不從人、願以藝學揚名顯親。……貞元四年、昭義節度使李抱真表薦以聞。德宗俱召入宮、試以詩賦、兼問經史中大義、深加賞嘆。德宗能詩、與侍臣唱和相屬、亦令若莘姊妹應制。每進御、無不稱善。嘉其節概不群、不以宮妾遇之、呼爲學士先生。『旧唐書』卷五十二、后妃伝下・女學士尚宮宋氏

女學士、尚宮の宋氏は、名前は若昭、貝州清陽の人である。父親は宋庭芬といい、代々儒学を学び、庭芬に至って詩文の才があつた。庭芬には五女があり、いずれも賢明だつた。庭芬は最初、五女に経芸を教え、そして課題として詩賦を作らせた。まだ笄年にならないうちから、いずれも優れた文章を作つた。長女は若莘といい、次いで若昭、若倫、若憲、若荀という。若莘と若昭の文風はとりわけ淡麗で、性格も優婉で、派手な華やかさを追求しなかつた。嘗て父母に言つた、決して結婚はせず、学問で名を後世に揚げ、以つて父母を顕彰したい、と。……貞元四年、昭義節度使李抱真が表を奉つて推薦し、徳宗は五姉妹を召して後宮に入れ、詩賦の試験を行い、併せて経史の大義を問うたところ、深く賞賛し感嘆した。徳宗はよく詩を作り、侍臣と一緒に唱和したが、その際、若莘姉妹にも命じて共にさせた。宋氏姉妹の詩が献上される毎に、徳宗が

高く評価しないことはなかった。皇帝は宋氏姉妹の節操氣概が衆人より一段と優れていることを喜び、宮妾として扱わず、学士先生と呼んだ。

とあって、宋氏姉妹は幼年から文学の才能を持っており、結婚もせずに学問で名を後世に揚げ、以って父母を顕彰したいと父母に対して誓っていた。そして貞元四（七八八）年に昭義節度使李抱真の推薦を受けて、姉妹五人は一緒に後宮に召され、学士の敬称を賜っている。ここに、およそ四〇年間つづく宮廷生活を開始し、出世の第一歩を踏み出した。

『旧唐書』によると、三女若倫、五女若荀は夭折したため、<sup>⑥</sup>ここでは、長女若莘、次女若昭、四女若憲の職務内容を検討することで、玄宗内官制度改革<sup>⑦</sup>以降も、宮官が政治に参加していたことを明らかにしたい。

『旧唐書』本伝は入宮後の宋氏五姉妹について次のように記している。

元和末、若莘卒、贈河内郡君。自貞元七年已後、宮中記注簿籍、若莘掌其事。穆宗復令若昭代司其職、拜尚宮。姉妹中、若昭尤通曉人事、自憲・穆・敬三帝、皆呼爲先生、六宮嬪媛・諸王・公主・駙馬皆師之、爲之致敬。進封梁國夫人。寶曆初卒、將葬、詔所司供鹵簿。敬宗復令若憲代司宮籍。文宗好文、以若憲善屬文、能論議奏對、尤重之。

『旧唐書』卷五十二、后妃伝下・女学士尚宮宋氏

元和末年、若莘が死去して、河内郡君を贈られた。貞元七年以降、宮中の記注簿籍は若莘が掌管していた。穆宗はまた若昭に命じて、若莘に代わってその職を掌管させ、尚宮に拜命した。姉妹の中で、若昭は特に人事に通曉しており、憲宗・穆宗・敬宗三帝はみな先生と呼んだ。六宮の嬪媛・諸王・公主・駙馬もみな若昭

を先生とし、非常に尊敬した。爵号を進めて夫人に封ぜられた。宝曆初年に死去して、葬儀の際、皇帝は所司に命じて若昭に鹵簿を提供させた。敬宗はまた若憲に命じて、若昭に代わって宮籍を掌管させた。文宗は文学を好み、若憲が文章を作ることに長けていて、議論や下問への回答に優れていたため、若憲のことを非常に重視していた。

これによると、貞元七（七九一）年以降、長女の宋若莘は「宮中記注簿籍」を掌っていて、宋若莘が死ぬと妹の宋若昭がその職を継ぎ、宋若昭の死後は妹の宋若憲が代わって「宮籍」を掌ったとある。『新唐書』では宋若莘が掌ったのは「秘禁圖籍」で、宋若憲は代わって「秘書」を司つたと記す。宋氏姉妹が司つた内容について新旧『唐書』では記載が異なる上、『旧唐書』の「宮籍」には後宮の名籍という意味もあるので、上掲の宋氏姉妹の職務について確認しておこう。

『新唐書』に見える「秘禁圖籍」と「秘書」は同じ物を指し、それは宮中所蔵の書籍の事であることが次の史料からわかる。

始、喪亂後、典章湮散、徵奏引諸儒校集秘書、国家圖籍粲然完整。

『新唐書』卷九十七、魏徵伝

始め、喪乱後、典章が散佚していたので、魏徵が上奏し、儒学者を招集して「秘書」の校勘と収集を行わせたので、国家書籍が見事に完備された。

ここに見える「秘書」とその後の「国家図籍」が同じ物をさすことは明らかだろう。従って、宋氏姉妹は宮中所

藏書籍の管理を相次いで担当したとと考えてよい。

このように宋氏三姉妹は宮中所蔵書籍を司っていたが、前掲の『旧唐書』本伝に拠れば、宋若莘を継いだ宋若昭は穆宗から尚宮に拝せられた。この尚宮の職務内容については、『大唐六典』には「尚宮掌導引中宮」としか記されていないが、『旧唐書』には尚宮が皇帝の使者としての役割を果たしている事例が見える。例えば、太宗は尚宮に命じて大安宮にいた高祖の元に珍饌を送らせたり、亡くなった杜如晦の妻を慰問させたりしているし、高宗は亡くなった張行成の家に尚宮を派遣して殯斂を見守らせているし、則天武后は尚宮を張易之の母親の元に遣ったりしている。

上述史料によると、皇帝は、内官を除いて後宮において品級が最も高い宮官である尚宮を選んで慰問や弔問に行かせている。これは官員の遺族からすれば、一種の礼遇といえよう。また、尚宮は皇帝に代わって慰問や弔問に行っていたのであるから、尚宮は皇帝の意思を代表しているとも言えよう。これらの例からは、尚宮は単なる宮廷の事務を管掌するのみならず、皇帝と官僚の密接な関係を維持するための橋渡し役という重要な役割を果たしていたと考えられる。

だが、このような皇帝の使者のごとき尚宮の姿に対して、同じ尚宮でありながら宋若昭のそれは全く異なるものである。前掲の『旧唐書』本伝の「姉妹中、若昭尤通曉人事、自憲・穆・敬三帝、皆呼爲先生、六宮嬪媛・諸王・公主・駙馬皆師之、爲之致敬」という記載に拠れば、尚宮だった宋若昭は憲宗・穆宗・敬宗の三帝から先生と呼ばれ、后妃・諸王などからも師として仰がれていたのである。ところで、『旧唐書』には高祖の第一八子舒王元名が、太宗の尚宮のことを「兄の家婢」と言ったという話がある。舒王の保傅達は尚宮に会つたら拝礼するよう教えているので、宮廷内において尚宮はひとまず尊重される存在であったとは考えられるが、尚宮の品秩は正五品に過ぎず、それ故、舒王のように見下す者もいたわけである。このことを踏まえると、宋若昭が三帝から先生と呼ばれたこと

がいかにか特別な扱いであったか理解されよう。

宋若昭が穆宗や后妃達の先生役を果たしていたことは、宋若昭墓誌銘<sup>⑧</sup>にも見える。

徳宗在位、方敦尚辞学、彤管女史之職、尤愛其才。即日降詔、疾徵姊妹五人。傳乘而入、引謁内殿。礼采閑雅、繇是賜以学士之号。時更六朝、代余三紀、后宮嬪御之傳授、四方表奏之典綜、顧問啓付、動成師法。穆宗之在春宮、独以經訓講貫左右。大明繼照、益用加敬。

宋若昭墓誌銘

徳宗は皇位に在って、ちょうど文章や女性の書記官の職を重視していたので、とりわけ宋若昭の才能を愛した。即日に詔令を下し、すぐさま姉妹五人を召し出した。姉妹五人は伝に乗って入り内殿に謁見した。礼儀周到、行儀鷹揚であったので、学士の肩書きを賜った。三代六人の皇帝の御代にわたって、後宮妃嬪に教育をして、四方からの上奏を統括し、皇帝からの顧問に應對するさまは、そのまま模範となった。穆宗が太子だった時、宋若昭は独りお側で穆宗に經訓を講習していた。穆宗が即位すると、宋若昭はさらに尊敬を受けた。

墓誌銘には、穆宗が皇太子であった時に宋若昭が穆宗に対して経義などの講義を行っていたこと、また、后妃達への教育を担当していたことが記されている。后妃への教育は『大唐六典』にも見えるものの、皇帝の先生役は『大唐六典』の記載する尚宮の職務を超えたものであり、「学士」の称号を賜るほどの宋若昭の学識がいかに優れたものであったか窺うことができる。

墓誌銘には、さらに宋若昭が皇帝に上呈される公文書を取り扱うとともに、皇帝の政治顧問的な役割を果たして

いたことが記されていて、宮官の政治参与を示す。章を改めてこの点について考察しよう。

## 第二章 宮官の政治参与

宋若昭墓誌銘で、宋若昭の政治参与を窺わせる記載は「四方表奏之典綜、顧問啓付」である。そのうち、「顧問」は皇帝からの諮問を指す。例えば、太宗に仕えた韋挺の伝に、

（韋挺）常與房玄齡・王珪・魏徵・戴胄等俱承顧問、議以政事。

『旧唐書』卷七十七、韋挺伝

（韋挺は）常に房玄齡・王珪・魏徵・戴胄らと共に諮問を承けて、政事を議論した。

とあり、韋挺を始めとするそうそうたる名臣達が太宗の諮問を受けて政治議論をしていた。「顧問啓付」を担当していた宋若昭もこれら名臣と同じように皇帝の諮問に対して答申していたのだろう。

「四方表奏」は帝国領域各地からの上奏を指し、「典綜」は統べ掌ることなので、宋若昭は帝国各地から上呈される公文書を統括していたことになる。宋若昭が公文書の統括を掌っていたことについては、『元稹集』所収の「追封宋若華河南郡君制」にも見える。

……故宋若華、我徳宗孝文皇帝躬勤庶務、寤寐以之、乃命女子之知書可付信者、省奏中宮、而若華等伯姉季妹、三英粲兮、皆在選中、參掌有密。……

『元稹集』卷五十、制誥、「追封宋若華」



……故宋若華、徳宗孝文皇帝は細々とした雑務にも自ら携わり、寝ても覚めてもそれに関わっていたので、そこで文書のことに通じ信頼の置ける女性に命じて後宮での文書奏上を掌らせようとした。そして若華ら姉妹は、三人揃って優れた才能を持ち、皆その選考に適い、機密文書に関わり掌ることになった。

ここの「宋若華」は「宋若莘」のことであろう。従つて、「若華等伯姉季妹」「三英」は宋若莘、宋若昭、宋若憲を指すと考えられ、三姉妹は「女子之知書可付信者」として后妃達への文書奏上を掌っていたことが、ここでも確認できる。この「乃命女子之知書可付信者」とほぼ同じ記載が『三国志』にも見え、その職務を担当する女性は女尚書と呼ばれていた。『三国志』卷三、魏書明帝紀の裴注に引く『魏略』に、次のような記載がある。

魏略曰、……帝常游宴在内、乃選女子知書可付信者六人、以爲女尚書、使典省外奏事、處當畫可。

『三国志』卷三、魏書明帝紀裴注所引『魏略』魏略に曰く、……皇帝は常に宮廷に游宴し、そこで文書のことに通じ信頼の置ける女性六人を選んで女尚書とし、外からの上奏文書を掌らせ、「可」と書くべき文書の処理をさせた。

魏の明帝は学識がある六名の女性を選び、彼女たちは「女尚書」と呼ばれた。この「外奏事」を掌る女尚書に類似する職掌の宮官が宋代にも置かれていたことが次の史料からわかる。

今内尚書掌批出四方奏牘及臨時處分、亦自古設官之制。『忠穆集』卷五「乞留直筆兼管内侍省事狀」

今の内尚書は四方に批出する奏牘および臨時の決裁を掌る。これは古來設立された官職である。

「掌批出四方奏牘」と『魏略』の「典省外奏事」は概ね同じ職務内容と考えてよいだろう。宋代のこの女性は内尚書と呼ばれていた。この内尚書は宮中に属する官で、后妃としては扱われなかったことが次の史料からわかる。

宮中有内尚書、主文字、文字皆過他處、天子亦頗禮之、或賜之坐、不係嬪御。亦掌印璽、多代御批。

『朱子語類』卷一百二十八、本朝二・法制

宮中には内尚書があり、公文書を主管しており、公文書はすべて彼女らを経由する。皇帝も頗る礼遇して、席を賜った。彼女らは妃嬪ではない。また印璽を掌管して、多くて皇帝に代わって御批した。

また、『忠穆集』に「亦自古設官之制」とあることから、この内尚書は三国魏の女尚書の系統を引くものと考えられる。そして、唐代の詩人王建が作った「宮詞」<sup>⑧</sup>に内尚書が見えることから、内尚書は唐代にも置かれていたことが推定できる。

以上のことから、宋氏姉妹は三国魏の女尚書の系統を引く内尚書として機密文書を司っていたと考えてよいだろう。宋氏三姉妹は後宮に在って宋代の内尚書と同じ立ち位置にあったと考えられるのである。

これまでの検討によつて、宋氏三姉妹が『大唐六典』所載の尚宮の職掌を超え、公文書の統括や皇帝の政治顧問としての役割を果たしていたことが明らかとなった。宋氏姉妹のように入宮した女性が機密文書を掌る例は、実は他にも存在する。則天武后期の上官婉兒である。

『旧唐書』によると、上官婉兒は内官として草制していた。<sup>②③</sup>近年発見された上官婉兒の墓誌銘によって、上官婉兒は則天武后に愛され、高宗の時期に才人に封ぜられ、その後、神龍政変に参与したため昭容に封ぜられたことが明らかになった(李明・耿慶剛二〇一三)。上官婉兒は宮官ではなく内官(才人・昭容・婕妤)の身分で政治に関与していたのである。<sup>②④</sup>上官婉兒の例から、唐代前期においては宮官が内官の身分を以て政治に参与することがあったことがわかる。一方、徳宗朝の宋氏姉妹は完全に宮官の身分を以て政治に参与したことから、玄宗の内官制度改革後には、内官・宮官の身分や職責がきちんと分けられたことが確認できる。

以上述べたように、『大唐六典』に記されている宮官の職務範囲に比べて、実際の宮官の権力と職務範囲はさらに広がったことが明らかとなった。また、皇帝から指名された内尚書は皇帝に上呈された公文書を総管して、さらに皇帝の諮問を受けて政治議論をしていた。それらの職務内容は後宮に関わる範囲を超えるものであることから、「内尚書」は『大唐六典』宮官条に見える六尚二十四司とは別に設置された宮官であったと考えられる。

次には、唐代後半期において宮官宋若昭が重要な存在であったことを、皇帝の宋若昭に対する評価という点から示しておきたい。『新唐書』本伝によれば、宋若昭は梁国夫人を贈られている。<sup>②⑤</sup>

寶曆初卒、贈梁國夫人、以鹵簿葬。

『新唐書』卷七十七、后妃伝下・尚宮宋若昭  
宝曆初年に死去し、梁国夫人を贈つて、鹵簿を以て葬儀を行った。

『大唐六典』卷二、尚書吏部には「一品及國公母、妻爲國夫人」とあるが、『旧唐書』には夫・子の官品によらず、国夫人を賜る事例が見える。例えば、中宗の韋皇后の乳母王氏は莒国夫人に封ぜられているし、<sup>②⑥</sup>則天武后の母楊氏

は梁国夫人に封ぜられている。<sup>④</sup>また、楊貴妃が玄宗の寵愛を受けたことで取り立てられた楊氏では、楊貴妃の三人の姉が、それぞれ韓国夫人、虢国夫人、秦国夫人に封ぜられた。<sup>⑤</sup>以上の例から見れば、夫や子との関係ではなく国夫人に封ぜられた女性達は皇帝・皇后の寵愛・信賴を受けていたことがわかる。従って、夫や子との関係で国夫人に封ぜられたわけではない宋若昭への梁国夫人の贈与は、宋若昭本人に対する皇帝の信賴が殊更に厚かつたことと表れと理解できよう。

宋若昭は死後、梁国夫人を賜つたのみならず、埋葬に際して鼓吹を賜っている。

尚宮宋氏葬。奉敕令所司供函簿、準故事、只合給儀仗。詔以鼓吹賜之。

『唐会要』卷三、雜錄

尚宮宋氏の葬。敕令を奉じて所司が函簿を供する際に、故事に準えて、ただ儀仗のみ給しようとしたところ、詔により鼓吹を賜った。

唐代においては貴族の葬儀に鼓吹を贈るかどうかが、死者の榮寵程度を計る基準であると見做されていた（胡元超二〇二〇）。唐代に女性に鼓吹を賜る事例については、『唐会要』卷三十八、服紀下、葬の条に次のような記事が見える。

武徳六年二月十二日、平陽公主葬、詔加前後鼓吹。太常奏議、以禮婦人無鼓吹。高祖謂曰、鼓吹是軍樂也。往者公主于司竹舉兵、以應義軍、既常爲將、執金鼓、有克定功。是以周之文母、列于十亂。公主功參佐命、非常婦人之匹也。何得無鼓吹。宜特加之、以旌殊績。

『唐会要』卷三十八、服紀下、葬

武徳六年二月十二日、平陽公主の葬むられる際に、詔令を下し前後に鼓吹を加えさせようとした。太常が奏議するに、礼には婦人に鼓吹無し、と。高祖曰く、鼓吹は軍樂である。昔公主は司竹に兵を挙げて、義軍に應じて、常に將軍となり。金鼓を持つて、克定の功勞がある。こういう訳で、周の文母は武王の十功臣に数えられる。公主の功績は建国の功に並ぶもので、並みの婦人に数えられるものではない。どうして鼓吹が無くてもよからうか。宜しく特別に鼓吹を加え、その特別の功績を明らかにせよ、と。

平陽公主は唐代において初めて鼓吹を受けた女性となったのであるが、太常の奏議から見ると、女性が鼓吹を賜うことは基本的にありえないことであつたと思われる。従つて、鼓吹を受けることができた女性の多くは自らの大きな功績を持つていたと考えられる。

宋若昭以外に宮官として、国夫人を贈られ、さらに鼓吹を賜つた例が、「大唐故衛國夫人墓誌銘」<sup>86</sup>に見える。

夫人王氏、其先太原人也。……夫人道合於帝、徳冠於朝、去神龍元年二月廿八日、封爲新昌郡夫人。……景龍二年四月廿日、改封薛国夫人。……唐隆元年□月廿八日、復封徐国夫人。忠誠奉主、松竹其心。景龍二年十月廿三日、轉封衛国夫人、同京官三品。俱亞列侯、名超宮掖。……春秋八十有七、去開元八年七月遘疾、終于伊□之別業也。以今年二月廿五日迁窆於邨山之原、礼也。贈贈官供、并給太常鼓吹一部送出。大唐故衛國夫人墓誌銘

夫人王氏、先祖は太原の人である。……夫人の道は皇帝に適い、徳行は朝廷に冠たり。去る神龍元年二月二十八日、新昌郡夫人に封ぜられた。景龍二年四月二十日、改めて薛国夫人に封ぜられた。唐隆元年□月二十八日、再び徐国夫人に封ぜられた。忠誠を以て君主に仕え、節操を守つた。景龍二年十月二十三日、衛

国夫人に封ぜられた、京官三品と同じくす。いずれも列侯に次ぐ爵位で、名声は后妃の立場を超えるものである。……年八十七の時、開元八年七月から病気になって、伊□の家に死去した。今年二月二十五日に邙山の原に埋蔵するは、礼なり。官府から金銭を贈つて、併せて太常の鼓吹一部を給して見送つた。

この墓誌銘に記された重要な時間点が三つある。「神龍元(七〇五)年二月」「景龍二(七〇八)年四月」と「唐隆元(七二〇)年□月二十八日」である。「唐隆元年」は何月かわからないが、唐隆という元号は七一〇年六月甲申(五日)から七月己巳(十八日)までの一ヶ月十三日しか用いられなかったため、墓誌銘に見えない月は六月だと推測できる。この時期は女性専権が高まる時で、宮官集団が政変に大きな影響を与えた(耿慧玲一九九七)。そのような時期において、衛国夫人王氏は榮転が続き、さらに死後に鼓吹を受けたことからすれば、王氏の榮転は、中宗が復位し、睿宗が重祚した件に大きく関係があると考えられる。つまり、衛国夫人王氏は正しく政治の進路を選択し、社稷に功労があつたからこそ、人並み以上の礼遇を受けていたのである。従つて、衛国夫人王氏と同じく鼓吹を賜っている宋若昭も衛国夫人王氏と同程度の功績があつたと評価されていたと考えざるを得ない。『唐書』本伝や墓誌銘などの記載から考えると、穆宗の立皇太子に際して穆宗の先生として宋若昭が尽力したことが功績として高く評価された可能性も考えられるかもしれない。この点を直接示す史料は無いが、前述のように、妹の宋若憲は李宗閔の宰相就任に関与するなど、政治的に活動していたことを踏まえると、宋若昭が穆宗擁立に関わっていた可能性も十分に考えられるだろう。

これまでの検討によつて、宋氏姉妹は宮官として徳宗貞元七(七九二)年から文宗大和九(八三五)年まで六人の皇帝に奉仕して、約四〇年の宮廷生活を過ごし、生前に皇帝から重用されたことが明らかになった。そして朝廷内に

において宋氏姉妹は内尚書として機密文書を掌管しており、政治に密接に関係していたことは明確である。従って、この宋氏姉妹の存在を踏まえると、玄宗の内官制度改革は、趙雨栞二〇〇七がいうように宮人を中心とした中宮政治を瓦解させたわけではなく、李文才二〇〇七のいうように内官・宮官の職責を明確に区分することで、内官の政治参与を制度的に遮断したと理解すべきであろう。玄宗開元年間の内官制度改革では宮官の職務や品秩などが改められたものの、その後も、宮官が政治に密接に関係していたという点において変化は無かったのである。

### 第三章 宋氏姉妹による宰相の就任への関与

本稿冒頭に述べたように、宋若憲は、李宗閔が宰相の地位を得るために贈った賄賂を受け取った廉で賜死された。

(大和中) 訓・注 惡宰相李宗閔・李徳裕、構宗閔儉邪、爲吏部侍郎時、令駙馬都尉沈議通賂於若憲、求爲宰相。文宗怒、貶宗閔爲潮州司戸、柳州司馬、幽若憲於外第、賜死。若憲弟姪女婿等連坐者十三人、皆流嶺表。李訓敗、文宗悟其誣構、深惜其才。 『旧唐書』卷五十二、后妃伝下・女学士尚宮宋氏

(大和中) 李訓・鄭注は宰相李宗閔・李徳裕を嫌悪しており、李宗閔を奸邪の人であると讒言した。李訓・鄭注は李宗閔が吏部侍郎になった際、宰相に就任するために、附馬都尉沈議によって、宋若憲に贈賄したことを摘発した。文宗は怒って、李宗閔を潮州司戸・柳州司馬に貶謫し、若憲を外第に幽閉して、死を賜った。若憲の弟・姪女婿など十三人が連座し、嶺表に配流された。李訓敗後、文宗は若憲の冤罪を悟って、彼女の才能を惜しんだ。

このように宰相人事に関連して賄賂を受け取った廉で賜死されたということは、宋若憲が宰相人事に深く関わり強い影響力を行使していたことを示している。この点に関して、これまでの考察で、宋若憲に至る宋氏姉妹はその秀才を以て皇帝の厚い信頼を得て、宮官として機密文書を掌っていたことが確認できた。朝廷内で宋若憲がそのような立ち位置であつたとするならば、宰相人事に強い影響力を及ぼすことも充分にありうる話であろう。そこで本章では、宋若憲及びその姉である宋若昭が朝廷内で形成していた人的関係に光を当てることで、宋若憲賜死事件の背景及び宋氏姉妹の朝廷における在り方を考察することにした。

宋若憲の姉宋若昭もまた大臣と密接な関係を持つていた。前述の通り、「宋若昭墓誌銘」の文を撰したのは宰相である宋申錫であつた。墓誌銘には「從姪朝議郎守中書舍人翰林學士上柱國賜紫金魚袋申錫撰」とあり、宋申錫が宋若昭の「從姪」として銘文を撰していることが明記されている。そこで、この二人の関係を明らかにするために、まず、宋氏姉妹と宋申錫の郡望について検討してみよう。

宋氏姉妹の郡望について、新旧『唐書』本伝はともに貝州清陽人と記す。一方、宋若昭墓誌銘には広平第五房の孫とあり、さらに、宋若昭の祖父・父について高陽公の胤緒と記す<sup>27)</sup>。この高陽公に関連する人物が近年公表された「唐故余杭郡于潛縣尉宋君(裕)墓誌銘並序」(以降「宋裕墓誌銘」と略称)に見える。

君諱裕、字幼寛、廣平絳成人也。……曾祖君明、皇朝銀青光祿大夫・虢州刺史・右衛大將軍、封高陽郡公、食邑二千五百戶。……祖捷、皇朝幽州固安縣令。……父宣遠、皇朝進士擢第、歷侍御史・左司員外郎・京兆少尹・絳州刺史。……君則絳州府君第□□也。……遂以天寶二年歲九月、遇疾而歸。以是歲十月有五日、終於睢陽郡、春秋卅有七。

宋裕墓誌銘



君 諱は裕、字は幼寛、廣平経成の人である。……曾祖は君明、皇朝銀青光祿大夫・虢州刺史・右衛大將軍・高陽郡公に封ぜられて、食邑は二千五百戸。……祖父は捷、大唐の幽州固安縣令である。……父親は宣遠であり、進士擢第、侍御史・左司員外郎・京兆少尹・絳州刺史を歴任した。……君はすなわち絳州府君の第□□子である。……遂に天寶二年歳九月に病氣になつて退職した。その年十月五日、睢陽郡に卒す、享年三十七。

これによると、宋裕は天寶二（七四三）年に三十七歳で死去した。ここから神龍二（七〇六）年に生まれたと推断できる。宋若昭の墓誌銘によると、宋若昭は文宗大和二（八二八年）年に六十八歳で死去したことから、肅宗上元元（七六〇）年に生まれたことが分かる。宋裕と宋若昭には五十四歳の差があつたため、宋裕は宋若昭の祖父宋敏と同年代の人であると推定される。宋裕は広平経成の人、一方の宋氏姉妹も広平第五房の孫であることから、宋裕の祖父である高陽郡公が宋氏姉妹の祖先である可能性は充分考えられ、その場合、宋裕と宋氏姉妹は縁戚関係にあつたことになる。

このように、墓誌銘によると宋裕と宋氏姉妹ともに広平を本貫とする縁戚ということになるが、宋氏姉妹の本貫について新旧『唐書』は貝州清陽の人とする。はたして宋氏姉妹の郡望は貝州清陽と広平のどちらなのだろうか。唐代における大多数の士族は他の地区へ移住したが、依然として原籍の称号——「郡望」——を残していたため、唐代には「郡望」と居住地の「籍貫」は常に一致するとは限らなかつた（岑仲勉一九六〇）。従つて、宋若昭の出自については『唐書』・墓誌銘における記載のどちらかが間違ふということではなく、宋若昭の籍貫は貝州清陽であり、家族の郡望が広平宋氏であると考えられる。一方の宋申錫の出自はどこだろうか。『旧唐書』本伝には次のようにある。

宋申錫、字慶臣。祖素、父叔夜。申錫少孤貧、有文學。……七年七月、卒於開州。詔曰、「申錫雖不能周慎、自抵憲章、聞其亡歿遐荒、良用悲惻。宜許其歸葬鄉里、以示寬恩。」

『旧唐書』卷一百六十七、宋申錫伝

宋申錫、字は慶臣。祖父は素、父親は叔夜である。申錫は幼くして父を亡くし貧困となるも、文学の才があった。……七年七月、開州に死去した。詔して曰く、「宋申錫は周密謹慎することができず、自ら法に触れたものの、故郷から遠く離れた地に没したと聞いて、誠に悲しく思う。宜しく郷里に帰って埋葬することを許し、寛恩を示さん。」

『旧唐書』には、宋申錫の出自についての明確な記載はないが、宋申錫は死後に故郷に埋葬されていたことがわかる。宋申錫の墓は桂陽郡（今湖南省郴州市汝城县永豊郷山口村）に位置する。『元和姓纂』には桂陽宋氏という郡望は見えないので、桂陽宋氏は有名な郡望ではなく、宋申錫は単なる普通の寒門の出だったのだろう。一方、『新唐書』卷七十五上、宰相世系表五上には「又有広平宋氏。申錫字慶臣、相文宗」とあり、宋申錫を広平（今河北省邯鄲市広平県）宋氏とする。恐らく宋若昭と同じように籍貫と家族の郡望が一致しておらず、宋申錫の籍貫は桂陽郡であり、家族の郡望が広平宋氏であると考えられる。

このように宋氏姉妹と宋申錫は同姓・同宗だったと推測されるのであるが、それ故に、おそらく彼らは朝廷内で連絡を取っていたのであろう。宋若昭が大和二（八二八）年に卒去した際、宋申錫が翰林学士として宋若昭の墓誌銘を撰したことから見れば、宋申錫と宋氏姉妹は大和二年以前からすでに深い関係を築いていて、朝廷内でも協力関係であったことが推測される。宋氏姉妹と宋申錫のように、同宗の者が朝廷内で連携を取っていた例は牛李の党争の関係者にも見える。例えば、李党である李徳裕と李讓夷は二人とも趙郡李氏西祖<sup>⑧</sup>の後裔であり、李徳裕が宰相に

なつた際に、李讓夷も何度も栄転し、李徳裕が失脚した際には、李讓夷も左遷された<sup>⑧</sup>。つまり、同姓で同宗の者は朝廷内で運命共同体を築くことがよくあつたのだろう。そうであるならば、宋氏姉妹は宋申錫の同宗の者として、外廷における政治勢力を拡大するために、大和四（八三〇）年の宋申錫宰相就任に際して、宋若昭が宋申錫を文宗に推薦したことも十分に考えられるだろう。実際、宋若憲は大和三（八二九）年の李宗閔の宰相就任に際して、李宗閔から賄賂を受け取つたとして賜死されているのである。李宗閔が宰相職を求めて宋若憲に賄賂を贈つたことが事実であれば、宋若憲は宰相人事に直接影響力を持つていたことは確かであるし、賄賂が事実でなかつたとしても、その嫌疑をかけられたこと自体が宰相人事に関わり得たことを示している。この例を踏まえるならば、宋申錫の宰相就任に宋若昭が与つていた可能性も充分あるだろう。

以上の分析によつて、宋氏姉妹は先に検討したように宮官として政治に深く参与していたと同時に、朝廷において宰相となる人物とも緊密な関係を築いていたことが確認できた。このように、四十四年の長きに亘つて政治に参与していた宋氏姉妹は、唐代後半期の宮官として特例であるとは言えるが、玄宗による内官制度改革の後においても、依然として宮官が一つの政治勢力として政治に密接に関与していたことを示す実例なのであつた。

## 終わりに

本稿での考察結果を整理すると次のようになる。

宋氏姉妹は宮官として徳宗貞元七（七九二）年から文宗大和九（八三五）年まで六人の皇帝に奉仕して、四十四年の宮廷生活を過ごし、生前に皇帝から重用され、特に宋若昭は穆宗の先生として六代の皇帝から尊敬を受けていた。

また、宋氏姉妹は自らの学識を頼りに、徳宗時代から機密文書を管掌して、皇帝と議論を交わすこともあったが、それは史書に記載された宦官の職務範囲を超えていた。こうした宋氏姉妹の職務及び権力は、宦官が権力を得た唐代後半期においても無視できない政治勢力として存在していた。

さらに、宋氏姉妹が大和三（八二五）年、大和四（八三〇）年における二度の宰相人事に関わっていたと思われることから、玄宗開元年間の内官制度改革によって宦官の職務及び体系が規準化されたにも拘わらず、宦官が政治に密接に関与していたことに変化は無く、宦官は依然として政治において重要な地位に立っていたと考えられる。

では、このように朝廷において政治に深く参与すると共に、宰相とも強く結びついていた宦官勢力を、皇帝はどのように見ていたのであろうか。宋若憲の賜死は李宗閔の宰相就任時の収賄がその理由であったが、李宗閔はいわゆる牛李の党争の中心人物の一人である。また、宋若憲賜死事件の際には宦官勢力も排除されている。それ故、唐代後半期における宦官・党争問題を考究する上で、宋氏姉妹に代表される宦官勢力の在り方およびそれに対する皇帝の見方を考察の対象に含めることで新たな分析視点が得られるのではないだろうか。朋党と宦官だけでなく宦官も含めて考察することによって、唐代後半期の政治中枢の権力構造をより立体的に解明することが期待されよう。

## 注

① 宦官。周禮宗伯「世婦、每宮卿二人、下大夫四人、中士八人、女府二人、女史二人。」鄭玄云「世婦、後宮官也。王后六宮女府、女史、女奴之有才智者。」（『大唐六典』卷十二、内官宮官内侍省）

宦官六尚、如六尚書之職掌。尚宮二人、正五品。……尚宮職、掌導引中宮、總司記・司言・司簿・司闈四司之官屬。凡六尚書物出納文簿、皆印署之。……尚儀二人、正五品。……尚儀之職、掌禮儀起居、總司籍・司樂・司贊・司贊四司之官屬。……尚服二人、正五品。……尚服之職、掌供內服用采章之數、總司寶・司衣・司飾・司仗四司之官屬。……尚食二人、正五品。……尚食之職、掌

供膳羞品齊之數、總司膳・司醞・司藥・司饈四司之官屬。凡進食、先嘗之。……尚寢二人、正五品。……尚寢之職、掌燕寢進御之次序、總司設・司輿・司苑・司燈四司之官屬。……尚功二人、正五品。……尚功之職、掌女功之程課、總司製・司珍・司綵・司計四司之官屬。……右唐制定宮官六尚書・二十四司職事官、以備內職之數。（『旧唐書』卷四四、職官三・宮官）

② 内官。春秋左氏傳曰「不腆先君之嬪、以備内官。」又曰「内官不及同姓。」杜預曰「謂嬪御也。」（『大唐六典』卷十二、内官宮官内侍省）

なお、内官・宮官・女官の相違については、霍斌二〇一五は『大唐六典』の記載に拠り、内官は皇帝の配偶者で妃嬪達を指し、宮官は尚宮局・尚儀局・尚服局・尚食局・尚寢局・尚功局に所属する人員で、後宮に奉仕する女官を指す。女官は、広義では内官と宮官の両者、即ち、妃嬪と宮廷の職務を掌る宮人の両者を指し、狭義では、朱子彦一九九八に拠ると、後宮において皇帝の配偶者としての身分を有しない者で、上は妃嬪に教育を授けること、下は衣食を提供することを担当する女性達を指すとする。

③ 今内尚書掌批出四方奏牘及臨時處分、亦自古設官之制。（『忠穆集』卷五、「乞留直筆兼管内侍省事狀」）

④ 宋代における宮官について、公文書の進達方面の役割及び変遷については、徳永洋介一九九八を参照。宋代の宮官組織「尚書内省」については鄧小南二〇〇九に詳しい。

⑤ 宋氏姉妹の身分問題について、郭麗二〇一は明清時代の記載に拠り、宋氏姉妹は皇帝の実質的妃嬪であったとする。しかし、中世の編纂史料と言わず墓誌史料と言わず、宋氏姉妹は内官である確実な史料は一切なく、『旧唐書』には「宮妾として扱わず、学士先生と呼んだ。」と明言している。従って、筆者としては現在のところ、郭氏の主張する宋氏姉妹は皇帝の実質的妃嬪であったという評価には検討の余地ありと考える。

⑥ 長曰若莘、次曰若昭、若倫、若憲、若荀、若倫、若荀早卒。（旧唐書）卷五十二后妃伝下・女学士尚宮宋氏）

⑦ 唐因隋制、皇后之下、有貴妃・淑妃・德妃・賢妃各一人、爲夫人、正一品。昭儀・昭容・昭媛・修儀・修容・修媛・充儀・充容・充媛各一人、爲九嬪、正二品。婕妤九人、正三品。美人九人、正四品。才人九人、正五品。寶林二十七人、正六品。御女二十七人、正七品。採女二十七人、正八品。其餘六尚諸司、分典乘輿服御。龍朔二年、官名改易、内職皆更舊號。咸亨二年復舊。開元中、玄宗以皇后之下立四妃、法帝譽也。而后妃四星、一爲正後。今既立正後、復有四妃、非典法也。乃於皇后之下立惠妃・麗妃・華妃等

三位、以代三夫人、爲正一品。又置芳儀六人、爲正二品。美人四人、爲正三品。才人七人、爲正四品。尚宮・尚儀・尚服各二人、爲正五品。自六品至九品、即諸司諸典職員品第而序之、後亦參用前號。（『旧唐書』卷五十二 后妃伝）

『大唐六典』などにより今に伝えられる宮官体制は、玄宗による内官制度改革後のものである。内官制度改革を通して、内官の人数は一二一人から二〇人に激減し、内官・宮官の品級もきちんと分けられており、改革以前に宮官の品級が一部の内官の品級よりも高いというような混乱局面は整理された。

この玄宗内官制度改革の時期について、霍斌二〇一四は開元元年十二月あるいは二年八月とするのに対して、猪俣貴幸二〇二一は玄宗の王皇后の廃位（開元十二年）以降とする。両氏は、内官品級および内官名称の変化について注目するものの、玄宗の改革が宮官集団にどのような影響を与えたかについてはあまり触れていない。また、玄宗内官制度改革の原因については、李文才二〇〇七は、『唐会要』卷三の記載に拠り、玄宗は后妃が政治に参与しないように、内官制度を改革していたとする。

⑧ 若憲代司秘書、文宗尚學、以若憲善屬辭、粹論議、尤禮之。（『新唐書』卷七十七、后妃伝下・尚宮宋若昭）

⑨ 殿芻良馬、宮籍美女、輿服禮物、休符瑞課、日月充備（『新唐書』卷一百三、元結伝）

⑩ 『大唐六典』卷十一、内官宮官内侍省条。

⑪ 高祖在大安宮、太宗晨夕使尚宮起居送珍饌。（『旧唐書』卷六十四、舒王伝）

⑫ 明年如晦亡日、太宗復遣尚宮至第慰問其妻子。（『旧唐書』卷六十六、杜如晦伝）

⑬ 比斂、中使三至、賜内衣服、令尚宮宿于家、以視殯斂。（『旧唐書』卷七十八、張行成伝）

⑭ 母韋氏阿臧封太夫人、使尚宮至宅問訊。（『旧唐書』卷七十八、張易之伝）

⑮ 元名保傅等謂元名曰「尚宮品秩高者、見宜拜之。」元名曰「此我二哥家婢也、何用拜爲。」（『旧唐書』卷六十四、舒王伝）

⑯ 浙江大学圖書館古籍碑帖研究與保護中心 (<http://suid.zju.edu.cn>) 中國歷代墓誌。趙力光・王慶衛二〇一四、王麗梅二〇一五。

⑰ 于時天下多事、四方表奏日有百數。帝方凝重、事不庭決、入閣之後、始召世基口授節度。（『隋書』卷六十七、虞世基伝）

⑱ 豊等各受殊寵、典綜機密。（『三國志』卷九、夏侯玄伝）

⑲ 御前新賜紫羅襪、不下金階上軟輿。宮局總來爲喜樂、院中新拜内尚書。（『王司馬集』卷八「宮詞」）

- ⑳ 中宗即位、又令專掌制命、深被信任。……中宗崩、婉兒草遺制、曲敘其功而加褒賞。（『旧唐書』卷五十一、后妃伝、上官昭容）
- ㉑ 上官婉兒の身分について、戴曉芹二〇二〇は、則天武后は上官婉兒の政治参与に便宜をはかるために、才人の身分を与えた。その身分を以て、政治活動を行っていただけだとする。筆者としては氏の主張について、この事件を考察する論理としても一定の可能性を持つと思われる。しかし、則天武后が上官婉兒を政治に参与させるために、才人に封じたという推論には検討の余地があると考えられる。なぜならば、則天武后の時期においては、才能や知識がある女性を宮廷に入らせて、新たな官職を設置して担当させることは珍しくなかったからである。では、なぜ上官婉兒のみが妃嬪の称号を与えられたのか。妃嬪としてはむしろ政治に参与することが難しいのではないだろうか。この問題点については現時点では考えを持っていない。
- ㉒ この点について、新旧『唐書』では記載が異なる。『旧唐書』が「進封梁国夫人」と作るのに対して、『新唐書』は「贈梁国夫人」に作る。『朝野類要』卷三、封贈「生日封、死日贈、自有格法典例」に拠れば、「封」は生者に官爵を賜る場合、「贈」は死後に位階を賜る場合という使い分けがあった。従って、『旧唐書』のように「進封」ならば、宋若昭が四代の皇帝の礼遇を受けて、宝曆元（八二五）年に敬宗の即位をきっかけに梁国夫人に封ぜられたことになる。しかし、贈官・贈爵は死者の生前の功績を称えるものであり、特に爵位を贈られたことは葬儀において重要な内容であると思われた（胡元超二〇二〇）ため、生前に国夫人に封ぜられたならば墓誌銘に記載があつて当然だろう。ところが、宋若昭の墓誌銘には梁国夫人に関する記載が無いので、生前に国夫人に封ぜられた可能性は低いと推測できる。それ故、『新唐書』の「贈梁国夫人」という記載が正確であると思われる。
- ㉓ 神龍二年……（韋）庶人微時乳母王氏、本蠻婢也、特封宮国夫人。（『旧唐書』卷一百八十三、外戚伝・竇懷貞）
- ㉔ 及則天立爲皇后、追贈土彘爲司徒、周忠孝王、封楊氏代国夫人。賀蘭越石早卒、封其妻爲韓國夫人。尋又加贈土彘爲太尉、楊氏改封爲梁国夫人。（『旧唐書』卷一百八十三、外戚伝・武承嗣）
- ㉕ （楊貴妃）有姊三人、皆有才貌、玄宗并封国夫人之号。長曰大姨封韩国、三姨封虢国、八姨封秦国。并承恩澤、出入宮掖、勢傾天下。（『旧唐書』卷五十一、后妃伝上・玄宗楊貴妃）
- ㉖ 『唐代墓誌匯編統集』開元〇三七

②7 有唐内学士、字若昭、廣平第五房之孫、贈大理府君諱庭芬之第二女也。春秋六十八、大和戊申歲七月廿七日属繼于大明宮、就殯于永穆道觀。以其年十一月八日附葬于萬年縣鳳棲原先塋、礼也。大理之父諱敏、官贈秘書少監。秘監之父諱仁永、宦止萊州録事參軍、皆高陽公之胤緒也。(『大唐内学士広平宋氏墓誌銘並序』)

この「高陽公」について、王麗梅二〇一五は五帝の一人で高陽に都を置いた高陽氏顓頊であるとす。確かに、唐代の墓誌銘の撰述の習慣から見ると、先祖に関する記載は太古に遡ることが多いが、一般的に顓頊は「高陽氏」と称されていて、「高陽公」とは称されない。高陽公を高陽氏顓頊と見なすことは無理がある。編纂史料にも「高陽公」は見えるが、これは高宗時代の許敬宗の封号であるから、宋氏姉妹の先祖ではない。

②8 『全唐文補遺』千唐誌齋新藏專輯

②9 <http://www.bjtravel.cn/Scene/chenzhoushidisanshijiwenwubaohudanwei.html>: 二〇一二年郴州市第三批市級文物保護單位：宋申錫墓(最終閱覽日：2022/7/9)

③0 德裕、字文饒、相文、武。(『新唐書』卷七十二上、宰相世系二上、趙郡李氏西祖)。

公諱推賢、字匡仁、趙郡西祖之後。……家兄相國讓夷、天產異氣、岳降英靈、自清化源、彌振德業。……(『唐代墓誌彙編』下乾符

〇一三、「唐故朝散大夫漢州刺史賜紫金魚袋李公墓誌銘并序」)

③1 ……及德裕秉政、驟加拔擢、歷工、戸二侍郎、轉左丞。累遷檢校尚書右僕射、俄拜中書侍郎、同平章事。宣宗即位罷相、以太子賓客分司卒。(『旧唐書』卷一百七十六、李讓夷伝)

## 参考文献

### 日本語

猪俣貴幸二〇二一：『玄宗朝の内官制度改革と則天武后』(『唐代史研究』二十四)

愛宕元二〇二二：『唐代における後宮の女性たち』(『京都大学総合人間学部紀要』九)

徳永洋介一九九八：『宋代の御筆手詔』(『東洋史研究』五七一—三)



漢語

岑仲勉一九六〇：『唐史餘沈』（上海古籍出版社）

鄧小南二〇〇九：「掩映之間——宋代尚書內省管窺」、『漢學研究』二十七—二）

戴曉芹二〇二〇：「上官婉兒在墓誌與史傳中的政治形象」、『乾陵文化研究』二〇二〇—〇〇）

霍斌二〇一四：「唐玄宗內官制度改革發微」、『唐史論叢』二〇一四—一二）

霍斌二〇一五：『唐五代內官制度研究』（花木蘭出版社）

耿慧玲一九九七：「從神龍宮女墓誌看其在政變中之作用」、『唐研究』三）

胡元超二〇二〇：「唐代命婦凶禮鹵簿鼓吹使用制度補考——以唐代碑志為中心」、『文博』二〇二〇—四）

李文才二〇〇七：「試論唐玄宗的後宮政策及其承繼」、『太平廣記』卷二二四「楊貴妃」条引定命錄書後」、『北華大學學報』第八卷）

李明、耿慶剛二〇一三：「唐昭容上官氏墓誌」、『兼談上官婉兒墓誌相關問題』、『考古與文物』二〇一三—一六）

李明、耿慶剛二〇一三：「陝西發掘唐昭容上官氏墓」、『中國文物報』二〇一三—〇九—一）

郭麗二〇一〇：「唐代女教書『女論語』相關問題考論」、『河南師範大學學報』三十八—〇一）

王麗梅二〇一五：「唐內學士宋若昭的墓誌銘考釋」、『唐史論叢』二十）

趙雨樂二〇〇七：「唐前期宮官与宦官的權力消長」（初出二〇〇四年，同『從宮廷到戰場：中國中古与近世諸考察』、中華書局、二〇〇七

年に改題収録）

趙力光、王慶衛二〇一四：「新見唐代內學士尚宮宋若昭墓誌考釋」、『考古与文物』二〇一四—六）

浙江大学圖書館古籍碑帖研究與保護中心 (<http://csid.zju.edu.cn>) 中國歷代墓誌

（本学大学院文学研究科博士課程後期課程）

